

人を対象とする研究における倫理的配慮

一般財団法人阪大微生物病研究会では、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（厚生労働省・文部科学省）」に基づき、理事長直轄の諮問機関として倫理審査・利益相反委員会を設置しています。

委員会では、研究計画における倫理的および科学的妥当性について、利益相反の観点も含め中立的かつ公正に審査しています。

・委員会の名称

一般財団法人阪大微生物病研究会 倫理審査・利益相反委員会

・委員数

8名（内部委員：5名、外部委員：3名）

委員会に関する規程及び議事要旨は、厚生労働省の「研究倫理審査委員会報告システム※」で公開しています。

※URL：

<https://rinri.mhlw.go.jp/>

※閲覧方法：

閲覧者用画面＞進む＞「設置機関の名称」欄に「一般財団法人阪大微生物病研究会」と入力
＞検索